

平成21年5月13日

各位

会社名 株式会社 中 広
(コード番号 2139 : 名証セントレックス)
本社所在地 岐阜県岐阜市塩町二丁目6番地
代表者 代表取締役社長 後藤一俊
問合せ先 執行役員管理本部長 松田 隆
電話番号 (058) 247-2511 (代表)
(URL <http://www.chuco.co.jp/>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第31回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。
- (2) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです(変更案附則第1条及び第2条)。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成21年6月26日
定款変更の効力発生予定日	平成21年6月26日

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第6条 (条文省略)</p> <p>第7条(株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条(自己の株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第9条(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下、「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第10条(単元未満株式についての権利) 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>第11条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 <p>第12条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条(自己の株式の取得) (条文省略)</p> <p>第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p> <p>第9条(単元未満株式についての権利) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>第10条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 <p>第11条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</u></p>